

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
全身用コンピュータ断層撮影装置の保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社東京サービスセンタ 東京都中央区佃2丁目1番6号	8060001013525	当該機器はキヤノンメディカルファイナンス株式会社と賃貸借契約を行うこととしており、当該者は本機器に係る保守業務に従事した者であり、本機器に係る保守の唯一の対応事業者であることが、キヤノンメディカルファイナンス株式会社から保証されており、当該業務の認可を受けているため、当庁の要求条件を満たすことのできる唯一の事業者であるから。（会計法第29条の3第4項）	4,905,120	4,905,120	100.0%	-				
全身用コンピュータ断層撮影装置の賃貸借	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	キヤノンメディカルファイナンス株式会社 東京都中央区日本橋人形町2-14-10	3010001005457	契約の検討に当たり、当該者から賃貸借している現行機器を確認したところ、支障なく稼働していた。そこで、機器の継続利用のため、当該者から事前に再賃貸借に係る見積りを徴したところ、低価格での借入が見込まれたため。 （会計法第29条の3第4項の規定及び予算決算及び会計令第102条の4第4号ロ）	1,540,968	1,540,968	100.0%	-				
磁気共鳴断層撮影装置の賃貸借	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	キヤノンメディカルファイナンス株式会社 東京都中央区日本橋人形町2-14-10	3010001005457	当該者と締結していた賃貸借契約について、履行満了日以降も継続使用を行うに当たり、当該者は、低価格での借入契約が可能であり、また事業者が変わる際の賃貸借物件の移動経費が生じないため。 （会計法第29条の3第4項）	2,630,100	2,630,100	100.0%	-				
磁気共鳴断層撮影装置の保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社東京第一サービスセンタ 東京都中央区佃2丁目1番6号	8060001013525	当該者は対象機器の製造メーカーから唯一の保守対応業者であることが証され、当該業務の認可を受けている。このことから、実績に基づく信頼性を保持し、かつ当該業務を熟知した唯一の事業者であることが認められるため。 （会計法第29条の3第4項）	9,090,840	9,090,840	100.0%	-				
X線撮影装置の保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社東京第一サービスセンタ 東京都中央区佃2丁目1番6号	8060001013525	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため （会計法第29条の3第4項）	2,019,600	2,019,600	100.0%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
カラー写真用自動現像装置の保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	富士フイルムテクノサービス株式会社 東京都調布市柴崎1-67-1	9370201003302	当該者は対象機器の製造メーカーから唯一の保守対応業者であることが証され、当該業務の認可を受けている。このことから、実績に基づく信頼性を保持し、かつ当該業務を熟知した唯一の事業者であることが認められるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,034,208	2,034,208	100.0%	-				
行財政情報サービス「iJAMP」利用料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	行財政情報サービス「iJAMP」の提供は、当該者のみが行っているため。 (会計法第29条の3第4項)	2,244,000	2,244,000	100.0%	-				
宮内庁における郵便の業務（信書に係るものであって料金を後納にするもの）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	日本郵便株式会社銀座局 東京都中央区銀座8-20-26	1010001112577	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	3,102,330	3,102,330	100.0%	-				単価契約（契約金額は予定総額）
新聞（朝日新聞ほか）の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	丸の内新聞株式会社 東京都中央区日本橋石町4-3-11	1010005001594	本件は各新聞社が発行する新聞の購入に関する契約であるところ、新聞の購入については「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に基づき、「新聞業における特定の不正な取引方法（平成11年公正取引委員会告示第9号）」において、新聞の値引きの禁止などが定められており価格面での競争の余地がない状況がある。また、新聞の納入者は地区ごとに決められており、宮内庁（千代田地区）の場合、丸の内新聞株式会社に限定されるため。（会計法第29条の3第4項）	5,350,480	5,350,480	100.0%	-				単価契約（契約金額は予定総額）
テレビ放送受信料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	8011005000968	当該テレビ放送は、同協会においてのみ提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払い義務があるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,512,692	2,512,692	100.0%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
撮影料（補助を含む）及び写真現像処理料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	天沼 儀朗 東京都千代田区丸の内2-7-2 J Pタワー	-	当庁が求める業務履行能力等の要求事項を満たし、「囑託カメラマン」の委託を受けている者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,013,009	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
撮影料（補助を含む）及び写真現像処理料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	鈴木 達弥 東京都千代田区丸の内2-7-2 J Pタワー	-	当庁が求める業務履行能力等の要求事項を満たし、「囑託カメラマン」の委託を受けている者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,008,344	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
撮影料（補助を含む）及び写真現像処理料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	平井 亮 東京都千代田区丸の内2-7-2 J Pタワー	-	当庁が求める業務履行能力等の要求事項を満たし、「囑託カメラマン」の委託を受けている者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,155,856	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
撮影料（補助を含む）及び写真現像処理料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	眞下 裕司 東京都千代田区丸の内2-7-2 J Pタワー	-	当庁が求める業務履行能力等の要求事項を満たし、「囑託カメラマン」の委託を受けている者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	2,917,641	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
宮殿装飾用「生け花」	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1-1-1	8010001027100	諸儀式等に使用される生け花は高水準のものでなくてはならず、また調達数量が多くなる場合にも、迅速かつ的確に応えられる業者であることが不可欠なため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	5,499,964	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
須崎御用邸温泉需給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	下田温泉株式会社 静岡県下田市西本郷一丁目7番17号	408010101490	須崎御用邸が所在する地域における温泉供給の業務は、当該者のみが行っているため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,421,440	3,421,440	100.0%	-				
令和8年度園遊会につき天幕ほか布設及び撤去（春季）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	T S P 太陽株式会社 東京都目黒区東山1-17-16	1013201003703	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	23,870,000	-	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度宮殿特高変電設備その他点検保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	東芝インフラテクノサービス株式会社東京営業本部 東京都新宿区西新宿六丁目2-4番1号	3012401001151	当該設備は、製造者の設計による独自性の高い設備であるため、機器を設計・製造した当該者以外に点検保守を任せた場合、同設備に著しい支障が生じる恐れがあるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	(非公表)	12,540,000	-	-				
令和8年度宮殿ほか空調用自動制御装置点検保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	アズビル株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	9010001096367	当該設備は、当庁の運転監視環境に合わせて設計された独自性の高い設備であり、設計・製造した当該者以外に点検保守を任せた場合、空調・熱源設備が正常に動作しない等、同設備の運転に著しい支障が生じる恐れがあるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	(非公表)	20,680,000	-	-				
令和8年度武蔵陵墓地仮設用機械設備の保守点検ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	株式会社宮本工業所 富山県富山市奥田新町1-2番3号	8230001003186	当該設備は、独自性の高い設備であり、製造した当該者以外に点検保守を任せた場合、設備が正常に動作しない等、同設備の運転に著しい支障が生じる恐れがあるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	(非公表)	9,680,000	-	-				
令和8年度須崎御用邸機械設備その他点検保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	三星電機株式会社 静岡県下田市1丁目12-9	2080101014575	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	(非公表)	6,050,000	-	-				
J C I S及びコリンズ・テクリス検索システムの利用	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂五丁目2番20号	4010405010556	「CORINS」、「TECRIS」及び「JCIS」各情報サービスの提供は、当該者のみが行っているため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,466,925	3,466,925	100.0%	-				
正倉院電気設備中央監視装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 武田 誠司 京都市上京区京都御苑3	令和8年4月1日	東芝インフラテクノサービス株式会社関西支店 大阪市北区角田町8番1号	3012401001151	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	2,420,000	-	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
正倉院東西宝庫ほか空調及び衛生設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 武田 誠司 京都市上京区京都御苑3	令和8年4月1日	第一工業株式会社大阪支店 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号	4010001034620	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	16,610,000	-	-				
京都仙洞御所ほか管理補助業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 武田 誠司 京都市上京区京都御苑3	令和8年4月1日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	8010005018566	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	22,920,590	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
CADシステム賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	NTTドコモビジネス株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	7010001064648	本契約は、既存システムとの整合性及び継続的な運用の確保を要する。同事業者は、本システムの構築、改修並びに運用・保守に係る業務を継続的に履行してきた実績を有しており、当庁の要求する条件を満たすことができる唯一の事業者である。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	39,073,804	-	-				
カラー複合機の保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	コニカミノルタジャパン株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	9013401005070	本契約は、複合機の賃貸借契約に付随する保守業務であり、当該契約の相手方との一体的な履行が必要である。当該機器を提供する同事業者のみが本業務に必要な情報を熟知しており、当庁の要求する条件を満たすことができる唯一の事業者である。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	16,487,772	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
中形菊焼残月の製造（令和8年度上半期）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	株式会社虎屋 東京都港区赤坂4丁目9番2号	2010401020081	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	11,391,840	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮中諸宴並びに園遊会等の配膳業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	株式会社東邦サービス 埼玉県戸田市本町1-3-3 ライオンズマンション戸田公園204号室	7030001022959	職員の配膳業務と連携する必要があるため、個々の配膳知識、技術等及び組織体としての対応能力の高さが求められる。同社は昭和40年代から宮中諸宴等における配膳業務に携わり、業務経験を社内研修で共有・継承することで、安定的かつ継続的な業務履行を実現することにより宮内庁の信任を備えている。同社から派遣される配膳人を欠くことは宮中諸宴等の配膳に支障を及ぼすことになるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	17,701,179	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
盛花ほか	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月1日	株式会社日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	8010001027100	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	5,727,414	-	-				単価契約（契約金額は予定総額）
大手休憩所（仮称）における運営事業者選定ほか支援業務その2	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年4月13日	株式会社日建設計総合研究所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番3号	7010001007490	本業務は、令和5年度にプロポーザル方式により選定された株式会社日建設計総合研究所によって完了した「大手休憩所（仮称）」における運営事業者選定ほか支援業務」の内容を踏まえて実施するものであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,997,000	7,667,000	95.9%	-				
大手休憩所（仮称）における管理運営等業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年5月27日	JTBコミュニケーションデザイン・丹青社共同事業体 (代表者) 東京都港区芝三丁目23番1号	-	本業務は、大手休憩所（仮称）の開業準備業務、管理運営等業務を実施することにより、皇居東御苑の来園者及び皇居三の丸尚蔵館の来館者のアメニティ向上、皇室・皇居関係情報の提供、並びに日本の文化・自然等の紹介を行うものである。本業務は、専門的かつ複合的な技術が要求されるものであることから、公募型プロポーザル方式を採用しており、提案評価委員会において企画提案書を評価した結果、当該者が特定された。 (会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	582,835,000	579,641,797	99.5%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
御支度品の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年5月28日	(非公表)	(非公表)	皇室において公的行事等で御使用になるもので、服飾造形に係る当庁との合意形成に着実な実績を有し、実績に基づいた高い信頼性を有している相手方であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	(非公表)	-	-				
「後伏見院御願文類 第4巻」及び「後伏見院御願文類 第6巻」コロタイプ複製	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年5月29日	株式会社便利堂 京都府京都市中京区新町通竹屋町下ル弁財天町302番地	1130001022475	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	12,870,841	-	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問記録アルバムの製作業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月4日	株式会社共同通信イメージズ 東京都港区東新橋1丁目7番2号汐留メディアタワーAネックス3階	1010401109636	本記録アルバムを製作するにあたり、当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,234,000	-	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問記録映画の製作業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月4日	株式会社毎日映画社 東京都千代田区神田駿河台2-5	9010001029962	本記録映画を製作するにあたり、当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	4,712,950	-	-				
航空機座席借上 外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月4日	株式会社JTBグローバルマーケティング&トラベル 東京都品川区東品川2-3-14 東京フロントテラス7階	6010701015843	本件皇族御訪問（非公式）については、関係者が皇族殿下の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	11,169,606	11,169,606	100.0%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問特別便に関わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月11日	全日本空輸株式会社 東京都大田区羽田空港3-3-2	1010401099027	天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問において、政府専用機を使用する際、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を宮内庁がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。防衛省では機側支援等を全日本空輸株式会社に業務委託しており、宮内庁が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体となって執り行う必要があるため。 (会計法第29条の3第4項)	6,083,064	6,083,064	100.0%	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問に係る室料ほか	分任支出負担行為担当官 内閣府事務官 石田 のどか 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月13日	Hotel Okura Amsterdam B.V. Ferdinand Bolstraat 333, 1072 LH Amsterdam, The Netherlands	-	天皇皇后両陛下の外国御訪問に当たり、外国で契約をするため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号)	17,847,725	17,847,725	100.0%	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問に係る室料ほか	分任支出負担行為担当官 内閣府事務官 石田 のどか 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月13日	Bilderberg Hotel de Keizerskroon Koningstraat 7, 7315HR, Apeldoorn	-	天皇皇后両陛下の外国御訪問に当たり、外国で契約をするため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号)	1,638,273	1,638,273	100.0%	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問に係る自動車借上料	分任支出負担行為担当官 内閣府事務官 石田 のどか 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月13日	DOELEN COACH SERVICE BV KRUISWEG 471-1437 CL ROZENBURG-Noord-Holland	-	天皇皇后両陛下の外国御訪問に当たり、外国で契約をするため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号)	8,109,632	8,109,632	100.0%	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問に係る自動車借上料	分任支出負担行為担当官 内閣府事務官 石田 のどか 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月20日	Direct Way NV/SA Budasteenweg 42, 1830 Machelen, Belgium	-	天皇皇后両陛下の外国御訪問に当たり、外国で契約をするため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号)	7,151,583	7,151,583	100.0%	-				
天皇皇后両陛下オランダ及びベルギー御訪問に係る室料ほか	分任支出負担行為担当官 内閣府事務官 石田 のどか 東京都千代田区千代田1-1	令和8年6月20日	Royal Warwick SA Rue Duquesnoy 5, 1000 Brussels	-	天皇皇后両陛下の外国御訪問に当たり、外国で契約をするため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第15号)	11,009,991	11,009,991	100.0%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
正倉院宝物伎楽面修理事業第4次10カ年計画第4年度「彩色剥落止め工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 武田 誠司 京都市上京区京都御苑3	令和8年7月9日	株式会社岡墨光堂 京都市中京区菟小路通三条上る福長町113・115・117・118番合地	7130001020168	当該者以外の履行可能な者の有無を確認する公募を実施したところ、応募者がいなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	7,053,569	-	-				
赤坂御苑（歴史的庭園）再整備調査検討業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年7月16日	株式会社ブレック研究所 東京都千代田区麹町3丁目7番地6	5010001081785	本業務は、赤坂御苑において、史資料の収集整理、庭園を造形する諸要素及び植栽の詳細な調査並びに景観、地形等に関する調査を実施するものであり、専門的な技術や知見が要求されるため、業務受注者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、業務実施方針及び手法並びに技術力が優れていた当該者に特定されたため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	19,239,000	18,964,000	98.6%	-				
航空機座席借上 外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男 東京都千代田区千代田1-1	令和8年7月24日	株式会社阪急阪神ビジネストラベル 東京都中央区日本橋小伝馬町14-4 岡谷ビル3階	4120001126778	本件皇族御訪問（非公式）については、関係者が皇族殿下の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,451,180	2,451,180	100.0%	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。